

◎ 調剤支援システム等の仕様は以下のとおりとする。

	機能要件
1	共通ハードウェア
1-1	サーバーは、以下の要件を満たすこと。
1-1-1	CPUがインテルXeon E-2314相当以上であること。
1-1-2	主記憶装置の容量は16GB以上であること。
1-1-3	600GB以上の物理的容量を持つ磁気ディスク装置を2台内蔵し、RAID1以上で構成されていること。
1-1-4	サーバーOSはWindows Server 2022 Standard 日本語版 相当以上であること。
1-1-5	DVD-ROMドライブを内蔵していること。
1-1-6	無停電電源装置は、電源管理ソフトウェアに対応しておりオートシャットダウンが行えること。
1-1-7	1000Base-T以上のインターフェースを1個有し、通信プロトコルはTCP/IPであること。
1-1-8	データバックアップの観点からそれぞれのサーバーをミラーリングをし、障害時の復旧を行えるようにすること。
1-1-9	上記仕様を満たしたサーバーを台数を2台以上用意すること。
1-2	クライアントPCは、以下の要件を満たすこと。
1-2-1	CPUがインテル Corei3 – 13100 (3.40GHz) 相当以上であること。
1-2-2	メモリーの容量は4GB以上であること。
1-2-3	256GB以上の物理容量を持つソリッドステートドライブを内蔵していること。
1-2-4	19インチ以上、解像度1280×1024以上の液晶カラーディスプレイ、日本語キー入力付きキーボードおよびマウスが付属していること。
1-2-5	OSは、Windows11 Professional 日本語版 相当以上であること。
1-2-6	1000Base-T以上のインターフェースを1個有し、通信プロトコルはTCP/IPであること。
1-2-7	Microsoft office(Excel、Word)がインストールされていること。
1-2-8	上記仕様を満たしたクライアントPCを11台用意すること。
1-2-9	クライアントPCはネットワークで接続しフォルダを共有できること。
1-2-10	クライアントPCが故障した際は、他の部門端末PCで電子カルテシステムと通信接続が可能なこと。

1-3	ポータブル端末は、以下の要件を満たすこと。
1-3-1	視認性・拡張性・操作性・コンパクト設計であることを考慮し、Android端末を使用すること。
1-3-2	バーコードを読み取るため、スキャン機能が搭載されていること。
1-3-3	CPUが Qualcomm Snapdragon 660オクタコア（1.8GHz）もしくはARM® Penta Core相当以上を備えていること。
1-3-4	OSは、Android 11 相当以上の性能を有すること。
1-3-5	表示部が5.0インチカラーHD（1280 x 720）、LEDバックライト、ディスプレイ 相当以上であること。
1-3-6	無線LAN（ IEEE 802.11a/b/g/n/ac Wi-Fi ）に対応できること。
1-3-7	上記仕様を満たしたポータブル端末を8台用意すること。
1-4	ポータブル端末用充電クレードルは、以下の要件を満たすこと。
1-4-1	今回採用するポータブル端末を同時に複数台充電できる充電スロットクレードルであること。
1-4-2	ACアダプタ電源コードを付属していること。
1-5	散薬監査システム用PC
1-5-1	CPUはIntel®Celeron®Processor N2940相当以上であること。
1-5-2	主記憶装置の容量は4GB以上であること。
1-5-3	ストレージ容量は、128GB以上の物理容量を内蔵していること。
1-5-4	10.1インチ以上、解像度1280×800（WXGA）以上のタッチパネル式液晶カラーディスプレイであること。
1-5-5	オペレーティングシステムに関してはWindows 10 IoT Enterprise 2019 日本語版 相当以上であること。
1-6	電子天秤
1-6-1	測定範囲は 0.2g～600g程度であること。
1-6-2	0.2g／0.02g、で測定レンジを切り替えられること。
1-6-3	計測方式は音叉式もしくは電磁力平衡式であること。
1-6-4	外形寸法は、W190mm×D317mm×H78mm 程度以下であること。
1-7	カラーLEDプリンター
1-7-1	カラーLEDプリンタは印刷解像度1200dpi以上であること。

1-7-2	カラーLEDプリンタは用紙出力サイズは、A 4 判以上であること。
1-7-3	カラーLEDプリンタは印字速度は26ページ／分以上であること。
1-7-4	給紙量は、A4普通紙 2 7 5 枚以上であること。
1-8	モノクロレーザプリンター
1-8-1	モノクロレーザプリンタは印刷解像度1200dpi以上であること。
1-8-2	モノクロレーザプリンタは用紙出力サイズは、A4判以上であること。
1-8-3	モノクロレーザプリンタは印字速度はA4縦送りで43ページ／分以上であること。
1-8-4	給紙量は、A4普通紙550枚以上であること。
1-8-5	上記仕様を満たしたモノクロレーザプリンタを1台手配すること。
1-9	水剤外用ラベルプリンタ・お薬手帳ラベルプリンタ
1-9-1	ラベルプリンタの印字は仮名、漢字、片仮名、英数文字、バーコード等での印字ができること。
1-9-2	ラベルプリンターの印字方式は、熱転写方式、感熱方式どちらとしても使えること。
1-9-3	ラベルプリンタはロール紙をプリンタにセットでき、連続式でラベル紙をプリントアウトできること。
1-9-4	プリントアウトするラベル紙を自動でカットできるカッター機構を装備していること。
1-9-5	ラベルプリンターの解像度は、203dpi以上であること。
1-9-6	ラベルプリンターの印字幅は、104mm以上であること。
1-9-7	ラベルプリンタの本体は、本施設で指定する場所に設置できるサイズであること。
1-9-8	ラベルプリンタのロール紙補充は、ふたを開けて補充のロール紙を置くだけの簡単な補充セット方法であること。
1-10	注射ラベルプリンターは以下の要件を満たすこと。
1-10-1	印刷密度は、203dpi以上であること。
1-10-2	印字は仮名、漢字、片仮名、英数文字、バーコード等での印字ができること。
1-10-3	印字方式は、熱転写方式であり、感熱方式としても使用可能であること。
1-10-4	印字幅は、104mm以上であること。
1-10-5	ロール紙をプリンタにセットでき、連続式でラベル紙をプリントアウトできること。

1-10-6	プリントアウトするラベル紙を自動でカットできること。
1-10-7	ロール紙補充は、ふたを開けて補充のロール紙を置くだけの簡単な補充セット方法であること。
1-10-8	本施設で指定する場所に設置できるサイズであること。
1-10-9	上記仕様を満たした注射ラベルプリンターを2台用意すること。
1-11	無線LANアクセスポイントは、以下の要件を満たすこと。
1-11-1	最新のWi-Fiセキュリティ規格である「WPA3」を搭載し、高い強度を備えた192ビット暗号が利用できること。
1-11-2	無線LAN規格は、「IEEE 802.11b/g/n ※2.4GHz帯のみ」または「IEEE 802.11a/b/g/n ※2.4GHz、5.0GHz」に対応できること。
	調達機器及びその構成
2	データ受信システム
2-1	電子カルテシステムと通信接続でき、専用のインターフェース端末を介し、情報を得られること。
2-2	導入する電子カルテシステムメーカーが提供する、通信プロトコル・電文形式に合わせた受信システムであること。
2-3	電子カルテシステムとインターフェース接続し、患者ケア・調剤業務に必要な下記情報を入手できること。 ●処方・注射オーダー ●検査結果 ●患者基本情報
2-4	受信システムの画面表示は、電子カルテとの接続を示す「状態表示」が表示できること。
2-5	受信システムは電子カルテシステムと、24時間365日常時接続を行うもので、通信状態の監視ができること。
2-6	何らかの原因で通信が途絶えたり受信システムが停止した場合、薬剤部門システム側にシステムの停止警告が出されること。
2-7	送受信した通信ログは、最低30日以上保管できること。
3	サーバーシステム
3-1	調剤支援システムと、他のシステムのサーバー格納可能データ、及び情報変換のためのマスター、を保管・管理できること。
3-2	サーバーの構築、導入は調剤部門システムメーカーが行えること。
3-3	サーバーシステムを利用し、調剤支援システムと他のシステムとの連携のため、データ情報交換ができること。
3-4	各調剤システム機器と、他のシステム間をLANでつなぎ、システム構築が行えること。
3-5	調剤部門システムで保持した処方情報は、バックアップ機能にて半年間保有できる容量を確保していること。
3-6	調剤部門システム、調剤機器の各々の設定をサーバに格納し、バックアップできること。
3-7	サーバーの内蔵ストレージ障害対策としては、ストレージがRAID1以上で構成されていること。

3-8	バックアップ設定はタスクスケジューラーによって管理され、必要に応じてネットワーク外部記録媒体での保存ができること。
3-9	調剤支援システム用サーバーは管轄場所に設置し、設置条件は管理者に従うこと。
4	処方解析システム
4-1	処方解析システムは、電子カルテシステムから受け取った処方情報をもとに、薬剤部の調剤内規にそった処方解析を自動で行うことができ、調剤機器・その他システム、と連携を行えるシステムであること。
4-2	処方解析システムの解析処理は、調剤、監査の各種パラメーターを持ち、薬剤部が求める調剤機器・その他システムとの連動を、自在に調整できること。
4-3	受信した時系列順で患者処方情報が確認できること。
4-4	処方の「未処理」と「済み」が確認でき、数日程度保持できること。
4-5	「未処理」とは、解析処理前のデータをさし、解析処理できなかったシステムエラーや、処方チェックエラーは、未処理画面に表示するが、通常の未処理とは色分けなどで区別表記できること。
4-6	「未処理」の画面には、「未処理」と「処方チェックエラー」の処方が残されて表記されること。
4-7	「済み」画面には、解析済処方一覧が表示され、処理結果の表示がされていること。
4-8	「済み」画面上の、「処理済処方」を選択し、再処理ができること。
4-9	一覧画面では、以下の情報が目視確認できること。 ●受信番号 ●受信時間 ●処方区分 ●処方種別 ●患者ID ●患者氏名 ●診療科 ●病棟
4-10	処方解析画面は、患者ID、氏名、オーダ番号等で検索できること。
4-11	電子カルテから受け取った情報を、正確に表記し処方閲覧できること。
4-12	処方閲覧画面では、過去処方が直近10処方以上確認できること。
4-13	患者基本情報部では、以下の情報が目視確認できること。 ●投薬番号 ●処方区分 ●処方種別 ●処方医師名 ●患者ID ●患者氏名 ●生年月日・年齢 ●性別 ●診療科 ●病棟 ●身長 ●体重 ●患者コメント 等
4-14	患者ごとに、疑義照会でのコメント登録や、患者情報を手入力によってメモでき、保管できること。
4-15	電子カルテ側に障害が発生し、処方オーダー受け取りが途絶えた場合、処方解析システムで処方オーダーの手入力を行うことで、調剤機器・その他システムへ処方データの送信が行え、調剤業務が継続できること。
4-16	調剤部門に導入する、処方チェックシステムを共用し、利用できること。
4-17	今回処方に対し、患者単位に他の重複する複数の処方と、処方チェックが行えること。
4-18	処方チェックの結果、問題のない処方は調剤内規に合致した情報処理を行い、各調剤機器へ自動で処方データ送信できること。
4-19	処方チェックは自動、手動の切り替えが可能であること。
4-20	処方チェックでエラーになった場合、処方解析画面上に、エラー有無が判断できる未処理一覧が表示され、エラー処方データがその未処理一覧へ追加されること。
4-21	処方チェックでエラーになった場合、処方解析システムからエラー警告音を発すること。

4-22	処方チェックでエラーになった場合、処方解析システムからワーニングシートを発行すること。
4-23	処方チェックワーニングシートへの印字は、以下項目の発行指示ができること。 ●警告・エラー等のタイトル ●対象薬剤名称 ●処方チェック内容（簡易表記） ●処方区分（定期・臨時・至急） ●処方種別（新規・修正・削除） ●オーダ番号 ●バーコード情報 ●処方箋発行日 ●処方医師名 ●処方医内線番号 ●ID番号 ●患者氏名 ●生年月日 ●性別 ●年齢 ●診療科 ●病棟（入院）
4-24	処方チェックが掛かったが、次回からチェックの対象外にしたい場合は、その患者処方のみを除外登録に設定でき、次回からは保留されることなく通常処理が行われるようにできること。
4-25	処方内容によって、処方箋とセットで、薬袋プリンタ出力先の指定ができること。
4-26	処方内容や区分、患者状態によって、薬袋プリンタ出力先の指定ができること。
4-27	処方内容によって、薬袋プリンタ発行の割り込み処理ができること。
4-28	処方箋・薬袋のレイアウトは、運用に合わせたレイアウトで印字できること。
4-29	処方箋への印字は、以下の項目を適切な位置にレイアウト・印刷できること。 ●処方区分（定期・臨時・至急） ●処方種別（新規・修正・削除） ●病棟名称 ●診療科 ●オーダ番号とバーコード情報 ●処方箋発行日 ●処方医師名 ●処方医内線番号 ●患者メモ ●投薬番号（外来） ●バーコード情報 ●患者ID番号 ●患者氏名（カナ） ●生年月日 ●年齢 ●性別 ●薬品名称 ●用法 ●用量 ●投与日数 ●一日量と総数 ●薬品コメント ●注意コメント ●粉碎指示 ●一包化 ●処方コメント ●処方チェック結果 ●前回処方 ●処方薬歴 ●検査歴 ●併診有り（他科処方） ●処方箋総数、次ページ有り無し ●再発行番号
4-30	以下の指示が薬品ごとに出力できること。 ●粉碎指示 ●一包化 ●薬袋番号 など
4-31	内服、外用の区分、薬袋、ラベルの種類、サイズ等は自動的に判別し、適切な薬袋プリンタへ出力指示ができること。
4-32	至急区分の指示に対応し、処方箋とセットで、薬袋プリンタ発行の割り込み処理ができること。
4-33	薬袋、ラベルへの印字は、以下の項目を適切な位置にレイアウト・印刷できること。 ●処方区分 ●投与日 ●病棟名称 ●診療科（外来） ●オーダ番号とバーコード情報 ●投薬番号（外来）とバーコード情報 ●患者ID番号 ●患者氏名 ●年齢 ●性別 ●薬品名称 ●用法 ●用量（一回量） ●投与日数 ●薬品コメント ●注意コメント
4-34	薬剤情報提供基本文章は、薬剤情報提供文章システムと連動されており、下記項目にて出力できること。 ●各種文章 ●薬品画像
4-35	処方箋指示による薬剤情報提供は、薬剤情報提供文章システムと連動し登録された条件で、処方単位に下記項目にて出力できること。 ●薬品画像 ●薬品名 ●用法 ●用量 ●分割 ●日数 ●薬袋番号
4-36	薬剤情報提供文書は、薬袋・処方箋とセットで、薬袋プリンターなどから発行ができること。
4-37	薬剤情報提供システムは、薬品の画像データベースから取込みができ、情報提供文章編集と同じ1画面で確認でき、登録できること。
4-38	薬剤情報提供システムは、院内製剤薬品等の追加登録もできること。
4-39	オーダーされない処方（院内製剤、予製包装）の作成のために、処方の手入力モードを搭載していること。
4-40	薬品登録時には、検索機能として下記検索に対応していること。 ●薬品名一部検索 ●コード検索
4-41	用量登録時には、下記項目に対応していること。 ●投与一日量（一回量） ●分割 ●不均等入力

4-42	用法登録時には、用量から一回量が算出され、分割、不均等に正しく適応しているか自動チェックし、登録できること。正しく適応されない場合は登録不可となること。
4-43	内服日数入力時は、薬品の長期投与警告に対応しチェック登録できること。警告のある場合は登録不可となること。
4-44	薬品ごと、Rp（用法）ごと、でコメント登録に対応していること。
4-45	下記単位にて調剤指示が可能であること。 ●処方単位 ●Rp単位 ●薬品単位
4-46	処方検索機能（Do検索機能）があり、下記項目で検索でき、処方確認や処方入力操作の軽減に貢献できること。 ●検索期間（オード日、調剤日） ●入院・外来 ●処方区分指定 ●患者カナ検索 ●患者 I D 番号 ●オーダー番号
4-47	処方検索機能（Do検索機能）があり、下記項目の条件指定にて絞り込み検索ができること。 ●病棟 ●診療科 ●呼出番号（外来）
4-48	お薬手帳用の情報が出力できること。
4-49	ハードトラブル時は、号機振替やプリンター出力先振替などを簡易な操作でできること。
4-50	全ての設定をサーバーに保管できること。
5	注射解析システム
5-1	注射解析システムは、電子カルテシステムから受け取った注射依頼情報をもとに、薬剤部の調剤内規にそった注射解析を自動で行うことができ、注射調剤機器、その他システム、と連携を行えるシステムであること。
5-2	注射解析システムの解析処理は、抽出・払い出しの各種パラメーターを持ち、薬剤部が求める注射薬自動払出装置・その他システムとの連動を、自在に調整できること。
5-3	注射解析システムは注射オーダーをプールし、払出したい必要なオーダーを抽出、払出業務が行えること。
5-4	注射解析画面は、「未処理」・「済み」の切替えによる 2 画面を持ち、それぞれの画面を数日程度保持できること。
5-5	「未処理」とは、解析処理前のデータをさし、解析処理できなかったシステムエラーや、処方チェックエラーは、未処理画面にて判別が可能なこと。
5-6	「未処理」の画面には、「未処理」と「処方チェックエラー」の処方が残されて表記されること。
5-7	「済み」画面には、解析済処方一覧が表示され、処理結果の表示がされていること。
5-8	「済み」画面上の、「解析済処方」を選択し、再処理ができること。
5-9	入院一覧画面では、以下の情報が目視確認できること。 ●受信時間 ●処方区分 ●処方種別 ●患者ID ●患者氏名 ●診療科 ●病棟
5-10	外来一覧画面では、以下の情報が目視確認できること。 ●投薬時間 ●処方区分 ●処方種別 ●患者ID ●患者氏名 ●診療科
5-11	払い出し画面、データ抽出画面は、払出予定の期日指定が行え、病棟、払出先別に件数が確認でき、抽出の指定ができること。
5-12	ハードトラブル時は、号機振替やプリンター出力先振替など、簡易な操作でできること。
5-13	注射払出処理は、注射せん、輸液ラベル、患者ラベル、冷所ラベル、病棟別取り揃え集計表等の帳票発行、注射薬自動払出装置と連動できること。
5-14	調剤部門に導入する、処方チェックシステムを共用し、利用できること。

5-15	今回処方に対し、患者単位に他の重複する複数の処方と、処方チェックが行えること。
5-16	処方チェックの結果、問題のない処方は調剤内規に合致した情報処理を行い、各調剤機器へ自動で注射処方データ送信できること。
5-17	除外登録処方の設定が可能であり、その設定をした処方は、次回からのチェックでは、チェックがかからないようにできること。
5-18	処方チェックでエラーになった場合、処方解析画面上に、エラー有無が判断できる未処理一覧が表示され、エラー処方データがその未処理一覧へ追加されること。
5-19	処方チェックでエラーになった場合、処方解析システムからエラー警告音を発すること。
5-20	処方チェックでエラーになった場合、処方解析システムからワーニングシートを発行すること。
5-21	処方チェックワーニングシートへの印字は、以下の項目の発行指示ができること。 ●警告・エラー等タイトル ●対象薬剤名称 ●処方チェック内容（簡易表記） ●処方区分（定期・臨時・至急） ●処方種別（新規・修正・削除） ●オーダ番号 ●バーコード情報 ●処方箋発行日 ●処方医師名 ●処方医内線番号 ●ID番号 ●患者氏名 ●生年月日 ●性別 ●年齢 ●診療科 ●病棟（入院）
5-22	処方チェックシステムでエラーにならなかった処方は、内規に合致した情報処理を自動で行い、払出を行うまでデータ保管されること。
5-23	処方チェックが掛かったが、次回からチェックの対象外にしたい場合は、その患者処方のみを除外登録に設定でき、次回からは保留されることなく通常処理が行われるようにできること。
5-24	処方チェック後、問題のない処方は病棟・日付別等の条件でデータを抽出し、対象の注射薬自動払出システムへデータ送信できること。また、取り揃えリスト（非実装薬品集計表）、薬品集計表などの出力ができること。
5-25	注射箋への印字は、以下の項目を適切な位置にレイアウトでき、印刷できること。 ●処方区分（定期・臨時・至急） ●処方種別（新規・修正・削除） ●病棟名称 ●診療科 ●オーダー番号とバーコード情報 ●処方指示日 ●処方医師名 ●処方医内線番号 ●患者メモ ●患者ID番号 ●患者氏名（カナ） ●生年月日 ●年齢 ●性別 ●薬品名称 ●保存区分（冷所、暗所等） ●薬品区分（毒薬、劇薬、麻薬等） ●手技、投与経路 ●点滴速度 ●施用量、単位 ●施用回数 ●薬品コメント ●注意コメント ●調整指示（抗がん剤、TPN）の別 ●検査歴 ●配合変化情報 ●処方箋総数、次ページ有り無し ●再発行番号
5-26	注射箋は、薬剤部用と病棟用の2部が印字できること。
5-27	注射箋は、患者投薬確認に使用する患者リストバンドと整合性がとれるバーコードを印字できること。
5-28	注射ラベルへの印字は、以下の項目を適切な位置にレイアウトでき印刷できること。 ●処方区分 ●投与日 ●病棟名称 ●診療科（外来） ●オーダ番号 ●施用バーコード ●患者ID番号 ●患者氏名 ●年齢 ●性別 ●薬品名称 ●手技、投与経路 ●点滴速度 ●施用量、単位 ●薬品コメント ●注意コメント
5-29	注射ラベルは、患者情報、薬品名称等必要事項をRp単位、輸液単位の内容で記載できること。
5-30	注射ラベルは、患者別にRp単位、輸液単位、施用回数の考慮した必要枚数を印字できること。
5-31	注射ラベルは、患者投薬確認に使用する患者リストバンドと整合性がとれるバーコードを印字できること。
5-32	払い出しトレイ用に患者ラベルが発行でき、以下の項目を適切な位置にレイアウトし印刷できること。 ●払出先（病棟もしくは外来診療科） ●部屋番号 ●投与日 ●患者氏名 ●施用バーコード
5-33	冷所保管薬品用に冷所ラベルが発行でき、以下の項目を適切な位置にレイアウトし印刷できること。 ●払出先（病棟もしくは外来診療科） ●部屋番号 ●投与日 ●患者氏名 ●施用バーコード
5-34	取り揃えリストは抽出したデータに基づき、病棟、払出先別に必要な薬品の合計本数が印字できること。また、取り揃えがしやすいように、棚番が表記できること。

5-35	取り揃えリストは、以下の大区分で集計され出力できること。 ●アンブル・バイアル ●輸液 ●暗所、保冷品
5-36	病棟別取り揃え集計表は、病棟、払出先別に必要な薬品の合計本数が発行でき、以下の項目を適切な位置にレイアウトし印刷できること。 ●集計日 ●病棟名 ●薬品名 ●棚番号 ●アンブル・バイアル ●輸液（別紙指定可） ●冷所（別紙指定可） ●患者ID ●患者名 など
5-37	患者取り揃え集計表は、依頼即実施された時間外実施処方を集計し、病棟別、払出先別に必要な薬品の合計本数が発行でき、以下の項目を適切な位置にレイアウトし印刷できること。 ●集計日時の範囲 ●病棟名 ●患者ID ●患者名 ●（実施）薬品名 ●（実施）本数 ●棚番号 ●アンブル・バイアルの種別 ●輸液 ●冷所
5-38	全ての設定をサーバーに保管できること。
6	集計・統計システム
6-1	指定薬品の使用量が集計できること。
6-2	使用薬品・処方件数集計ができること。
6-3	病棟別に薬剤使用量が集計できること。
6-4	診療科別に使用量が集計できること。
6-5	医師別に使用量が集計できること。
6-6	最低過去1年分の指定された期間、指定された条件において抽出された使用薬品・処方件数集計できること。
7	薬袋印字システム
7-1	薬袋印字システムは、部門システムで発行される帳票について、プリンターへの出力先指示、発行指示、履歴、印字レイアウトなどを、管理するシステムであること。
7-2	処方箋、薬袋、水剤外用ラベル、お薬手帳ラベル、薬剤情報提供書などの帳票類の出力管理ができること。
7-3	薬袋印字システムは、処方箋、薬袋、水剤外用ラベル、お薬手帳ラベル、薬剤情報提供書、などを、患者ごとにまとめて印刷でき、取り揃え手間を省けること。
7-4	薬品画像の印刷に対応していること。
7-5	GS1データバー・QRコードなどのバーコード印字に対応していること。
7-6	再発行機能があり、あらかじめ薬袋やラベルに再発行番号が印字されており、その再発行番号の入力で再発行できること。
7-7	再発行された帳票は、再発行されたものか判別ができること。
7-8	薬袋に発行指示があったものでも、ラベルに切り替えて再発行指示ができること。
7-9	ラベルから薬袋への変更にも対応でき、再発行指示ができること。
7-10	発行履歴は保管ができ、その期間内であれば再発行ができること。
7-11	処方箋、薬袋、水剤外用ラベル、お薬手帳ラベル、薬剤情報提供書などの帳票の表記内容は、希望するレイアウトにて出力管理できること。

7-12	処方箋、薬袋、水剤外用ラベル、お薬手帳ラベル、薬剤情報提供書などの帳票は、それぞれ5種以上のレイアウトを持ち、レイアウトを変更することで、違うレイアウトにて発行ができること。
7-13	レイアウト設定の変更が可能なシステムの提供ができること。
7-14	再発行可能な期間内は、印字されたレイアウトを保持し確認できること。
7-15	薬袋の種類やサイズは、処方データをもとに薬袋印字システムが自動的に判断できること。
7-16	薬袋へは、以下項目を調剤内規にもとづいて印字できること。 (例) ●氏名 ●ID番号 ●生年月日 ●診療科 ●用法 ●投与日数 ●投薬番号 ●同姓同名有り印字 ●併診有り ●分類（内外その他） ●用量 ●薬品名 ●識別コード ●1回量 ●毒薬、向精神薬の表示 など
7-17	薬袋や薬剤情報提供書には、以下の表記で印字できること。 ●ひらがな ●カタカナ ●漢字 ●英数字 ●バーコード など
7-18	薬剤情報提供書の出力管理ができること。
7-19	薬剤情報提供書の表記内容は、薬剤部門の希望するレイアウトで表記できること。
7-20	薬剤情報提供書のレイアウトは、5種以上を保有しレイアウトを変更することで、違うレイアウトにて発行ができること。
7-21	お薬手帳ラベルの出力管理ができること。
7-22	お薬手帳ラベルへの表記内容は、薬剤部門の希望するレイアウトで表記できること。
7-23	お薬手帳ラベルのレイアウトは、それぞれ5種以上を保有しレイアウトを変更することで、違うレイアウトにて発行ができること。
7-24	以下の指示箋が出力できること。 (例) ●粉砕の指示 ●シロップ剤の混合 ●外用剤の練合 など
7-25	カラープリンターへの出力に対応できること。
7-26	複数の出力プリンター設定ができること。
7-27	帳票制御システム単体で、異なるタイプのプリンターの出力制御ができること。
7-28	帳票制御システムは、プリンターに障害がおきて利用できない場合、他のプリンターへの切替えができること。
7-29	プリンターの印字方式は、半導体レーザー＋乾式2成分電子写真方式であること。
7-30	プリンターの最速印字スピードは35枚／分以上であること。
7-31	プリンターは薬袋や用紙を最大6種類セットできること。
7-32	排紙トレイは5箇所以上あり、診療科や処方区分を設定できること。
7-33	プリンターにセットできる紙は、平紙薬袋や横マチ付ガゼット薬袋および普通用紙であること。
7-34	プリンターは薬袋が1カセットに200枚以上、手差しに30枚以上ストックできること。

7-35	プリンターのサイズは、手差しトレイを広げた状態でW1085mm×D798mm×H1570mm以内であること。
7-36	台数は、葉袋印字装置2台の構成であること。
7-37	プリンター2台中1台故障した際、1台に集約し印刷が可能であること。
8	散薬監査システム
8-1	散薬監査システムは、散薬や錠剤粉砕の処方データを取り込んで、システム画面に表示させ、散薬秤量を視覚化・音声化することによって、安心安全に調剤できるようにした、支援システムであること。
8-2	秤量調剤待ち一覧画面から、以下の項目が目視確認できること。 ●開始日 ●患者ID番号 ●患者氏名●処方区分 ●診療科 ●病棟 ●引換券番号（外来）
8-3	秤量調剤待ち一覧画面から、対象の患者を選択することで、以下の項目も目視確認できること。 ●日付 ●引換券番号 ●薬品名称 ●薬品棚番号 ●用法 ●投薬日数 ●目標値 ●実測値
8-4	秤量監査時は、以下の項目が目視確認できること。 ●処方区分（定期・臨時・至急） ●患者ID番号 ●患者氏名（カナ・漢字） ●患者詳細情報（年齢、性別）
8-5	散薬監査システムは、秤量の際、下記項目の確認ができること。 ●処方情報との整合性 ●薬品名 ●用法・用量
8-6	薬品認識は、散薬ビンのバーコードもしくは薬品のGS1データベースを利用して、調剤する薬品が認識できること。
8-7	複数の秤量調剤のある処方の場合、秤量順序は自由に選択できること。
8-8	処方箋にもとづかない秤量は、スタンドアロンで秤量・監査ができること。
8-9	簡易秤量は、通常秤量時でも切替えて秤量ができること。
8-10	簡易秤量でローカル秤量・監査した監査結果を、レシート印刷できること。
8-11	散薬ビンに薬品を補充する際に、GS1データベースで薬品チェックできること。
8-12	薬品補充の際、薬品GS1データベースでのチェックをしたときに、間違った薬品を読み込んだ場合は、警告音が出ること。
8-13	薬品充填した結果をレシート印刷できること。
8-14	秤量中に散薬が不足した場合でも、薬品補充チェックが行えること。
8-15	薬品補充する際に、誰が、いつ、どの薬品を充填したか記録でき、のちに履歴を画面で確認できること。
8-16	散薬監査システムは、薬品名の音声（日本語もしくは英語）の読み上げができること。
8-17	調剤者が調剤を間違った際に注意を音声で警告できること。
8-18	散薬監査システムは、下記項目の設定変更に対応できること。 ●監査レシートレイアウトの変更 ●投薬日数の変更
8-19	秤量監査記録は最低1か月は記憶され、必要に応じて、監査記録紙として出力できること。

8-20	秤量済みデータは、監査記録として一定期間保存できること。
8-21	監査記録紙は、以下の項目を適切な位置にレイアウトでき印刷できること。 ●処方区分 ●診療科●患者ID番号 ●患者氏名（カナ）●年齢 ●薬品名称 ●用法 ●用量 ●投与日数 ●予定総量●実測総量
8-22	監査記録紙はバーコードを印字し、そのバーコードを利用して散薬分包機で分包する際に、処方データを自動で呼び出せること。
8-23	監査記録紙は、再発行に対応していること。
8-24	台数は、レシートプリンター一体型タッチパネルP C 1台、電子天秤1台、バーコードスキャナー1台の構成とすること。 又は、監査システム本体PC1台、電子天秤1台、バーコードスキャナー1台、サーマルプリンター1台、の構成とすること。
9	全自動散薬分包システム
9-1	散薬の処方データに応じ、誤飲防止・服用忘れ防止に役立つ一包化の分包が、自動で行える散薬分包システムであること。
9-2	全自動散薬分包機の分包速度は、50包／分以上であり、高速＝50包／分、中速＝45包／分、低速35包／分相当 に切り替えられること。
9-3	全自動散薬分包機は分包数が1～93包の包装数設定ができる分割機であること。
9-4	散薬調剤の指示のある処方データを処方解析監査装置より受け取れること。
9-5	本体付属のバキューム清掃具でR円盤を清掃できること。
9-6	2枚のR円盤が一部重なっている構造であると、粉がはねて隣のR円盤に入る恐れがあり、またその対策を講じていてもコンタミのおそれがあるため、R円盤の重なっていない構造であること。
9-7	48マス以上の錠剤コンベアをそなえていること。
9-8	錠剤コンベアは、筐体内に収納できること。
9-9	錠剤コンベアは、挿入する薬品ごとに該当するマスが点灯するLEDガイドにより、どのマスへ薬品を挿入するのか一目で確認できるLED点灯機能があること。また複数薬品の組み合わせでも薬品ごとにLEDが点灯し調剤をうながせること。
9-10	制御PCのモニターに、エラー内容を表示できること。
9-11	全自動散薬分包機は分包方式（AA/AB）を設定にて変更ができること。
9-12	全自動散薬分包機は散薬監査システムで印刷したジャーナルに記載のバーコードを任意の号機で読み込ませることで分包ができること。
9-13	全自動散薬分包機は分包した薬剤内容の確認が容易にできること。
9-14	全自動散薬分包機は至急の割り込み及び機器の指定ができること。
9-15	散薬監査システムにて出力された監査記録紙のバーコードを読み込むことで分包する患者を限定し、薬包紙に以下の印字ができること。 ●患者名 ●用法名 ●薬品名 など
9-16	処方区分ごとに自動で印字内容を変更できること。
9-17	全自動散薬分包機の印字は全行印字熱転写方式であること。
9-18	分包紙への印字はフォントを自由に印字でき、患者層や運用条件に適した個性的な分包紙印字レイアウトができること。 ●イラスト ●バーコード ●QRコード など

9-19	全自動散薬分包機は分包紙への印字は鮮明であること。 ●氏名 ●ID番号 ●用法（特殊な場合も含む）など
9-20	全自動散薬分包機は情報提供の観点から、薬品名などを印字できること。
9-21	全自動散薬分包機の分包紙は、薬品に対しての品質保持に優れていること。又シールずれのない二ツ折分包紙を採用し交換も容易であること。
9-22	分包紙をシールした後の分包紙内の角は、R仕上がりになっており、散薬が角へ溜まりにくくなっていること。
9-23	薬剤部内の全分包機で使用する分包紙は、共通性を持たせることにより分包紙の発注・在庫管理業務が非常に効率的になるため、93分割散薬分包機および錠剤分包機ともに共通規格分包紙であること。
9-24	全自動散薬分包機のカバー類は大きく開き、保守・点検作業がしやすい設計になっていること。
9-25	全自動散薬分包機本体のサイズはW1030mm×D660mm×H963mm以下で、薬局で指定する場所に設置できること。
9-26	台数は制御用PC2台、全自動散薬分包機2台であること。 もしくは現行の機器1台を流用し、制御用ノートPC2台、全自動散薬分包機2台であること。
10	全自動錠剤分包システム
10-1	錠剤の処方データに応じ、誤飲防止・服用忘れ防止に役立つ一包化の分包が、自動で行える錠剤分包システムであること。
10-2	一包化調剤の指示のある処方データを処方解析監査装置より受け取れること。
10-3	全自動錠剤分包機の一包化分包速度は54包／分以上であること。
10-4	全自動錠剤分包機は薬剤の収納カセット数が264種以上であること。
10-5	全自動錠剤分包機は薬剤の補充の度合いに合わせ、配置を自由に変更できること。
10-6	全自動錠剤分包機は錠剤の収納カセットが防湿性等に優れていること。
10-7	錠剤コンベアは、各マスにLEDランプが搭載されており、錠剤を投入すべきマスのLEDランプを点灯させることで錠剤の誤投入が防止でき、どのマスへまけば良いか一目瞭然のコンベアであり、このLEDランプ付錠剤コンベアが標準で搭載されていること。
10-8	全自動錠剤分包機は至急の割り込み及び号機指定もできること。
10-9	全自動錠剤分包機は、一度分包した患者への再分包ができること。
10-10	分包済み薬剤の内容を、モニターで確認できること。
10-11	処方区分ごとに自動で薬包の印字内容を変更できること。
10-12	全自動錠剤分包機の印字は全行熱転写方式であること。
10-13	分包紙への印字は情報提供の観点から、薬品名などを印字できること。
10-14	分包紙への印字レイアウトを複数持ち、区分に応じて設定できること。
10-15	分包紙への印字はフォントを自由に印字でき、患者層や運用条件に適した個性的な分包紙印字レイアウトができること。 ●イラスト ●バーコード ●QRコード など

10-16	分包紙への印字は「朝、昼、夕、朝、昼、夕、」と「朝朝朝、昼昼昼、タタタ、」などが設定できること。
10-17	全自動錠剤分包機で使用する分包紙は、薬品に対しての品質保持に優れ、シールずれのない二ツ折り分包紙を採用していること。
10-18	薬剤部内の全分包機で使用する分包紙は、共通性を持たせることにより分包紙の発注・在庫管理業務が効率的になるため、散薬分包機および錠剤分包機ともに共通規格分包紙であること。
10-19	全自動錠剤分包機のサイズはW1160mm×D1030mm×H2100mm以下で、薬局で指定する場所に設置できること。
10-20	台数は制御用PC1台、全自動錠剤分包機1台、の構成であること。
11	一包化錠剤監査支援システム
11-1	一包化錠剤監査支援システムは、処方データを元に一包化された錠剤、カプセルを画像解析・監査できること。
11-2	各薬品は数量、形状、サイズの要素を元に正しい錠剤が処方数量分包されているか、また2mm角以上であれば異物が混入していないかをチェックできること。
11-3	錠剤分包機制御装置と連携し、錠剤分包機で分包された薬品を内蔵カメラにて認識し、薬品名判別だけでなく、指示された処方内容との照合ができること。
11-4	装置内部では、監査対象を自動で搬送できること。
11-5	疑いがある処方に対しては、監査画面に“目視監査”の指示を出し、人の目による監査を促す機能があること。
11-6	「人が行う監査」と「一包化錠剤監査支援システムが行う監査」とを切りわけ、ダブルチェックすることで、より確実な監査結果につなげられること。
11-7	監査結果を照会するソフトウェアで、撮影された実際の分包品を画面で確認しながら監査が行えること。
11-8	監査結果を照会するソフトウェアのモニター画面には、処方された薬品情報も併せて表示され、目視での監査業務を補助できること。
11-9	一包化錠剤監査支援システムは、画像解析と平行して、各包の画像をデータとして保存できること。
11-10	データは一定期間での保存ができ、のちに監査結果を閲覧できること。
11-11	監査処理速度は40包／分以上であること。
11-12	印字された分包紙の監査ができること。もしくは印字されていない分包紙の監査後に分包内容の印字されたラベルを分包紙へ貼り付けられること。
11-13	監査結果照会システムは、監査結果をデータとして保存し、のちに必要に応じて呼び出しができ、追跡調査で利用できる参照画面を備えていること。
11-14	監査結果照会システムは、錠剤監査装置での、薬品判別・ヒート破片混入・錠剤破損、の結果を、監査用紙 や モニター画面にて、最終監査として人が目視監査できる照会システムである。
11-15	監査結果照会システムは、錠剤監査装置の画像解析中、それと平行して、分包品の閲覧や修正処理ができること。
11-16	画面はタッチパネル式の採用により、直感的な操作ができること。
11-17	監査結果照会システムでは、人による目視監査が必要な分包品には、画面上の当該包に目視確認を促す「しるし」が表示されること。
11-18	監査結果はレシート等の帳票で出力できること。

11-19	錠剤監査支援システム本体に、マスター登録などのマスターメンテナンス機能をそなえていること。
11-20	錠剤監査支援システムのサイズは、W890mm×D1030mm×H2090mm以下であること。
11-21	台数は、制御PC 1 台、本体 1 台、の構成であること。
12	注射薬自動払出システム(4分割方式)
12-1	制御・導入エンジニアリング
12-1-1	病院情報システムと連携し、注射オーダーを自動的に入力する機能を保有し、そのデータに基づき、注射薬払出装置を稼働させること。
12-1-2	患者トレーは、小分けトレーで4分割したものを採用していること。
12-1-3	注射薬の払い出しは、トレー4分割方式とし、4分割された患者トレーの分割部に、施用単位又はRp単位に注射薬と輸液ラベルが自動投入されること。また、注射箋もトレー内に自動投入されること。
12-1-4	薬品種、処方本数等により、施用単位またはRp単位を分割トレーに自動投入できること。
12-1-5	注射薬払出装置で使用するトレーは、A4サイズの注射箋が折らずに投入できること。
12-1-6	注射薬、注射箋、ラベルが欠品した場合や完了トレーが満杯になった場合、画面表示及び音で知らせること。
12-1-7	注射薬払出装置の全ユニットは背面を開けることなく、正面からメンテナンスが完結することにより壁付け設置ができること。また部屋の中央などにも多彩な設置ができること。
12-1-8	処理速度は、1時間あたり500から800分割程度であること。
12-1-9	装置に電源を供給できない状況でも、薬品を取り出せること。
12-1-10	各装置にて薬品及び消耗品欠品や装置エラーが発生した際には、対象箇所を音声にて通知すること。
12-1-11	使用するトレーは輸液の収納に優れ、またトレー保管の省スペース化にも配慮している寸法である内寸W249mm×D290mm×H70mm以上であること。
12-1-12	使用するトレーは、作業効率を考慮して、重ねて積めること。
12-1-13	注射薬払出装置で使用するトレーは、搬送カートに収納できること。
12-1-14	注射薬払出装置は省スペース化に貢献するため、奥行き1050mm以内であること。
12-1-15	注射薬払出装置の機器構成は、下記の要求を満たすものを1式として、総計1式を納入できること。
12-1-16	装置の設置にあたり、一次側設備・施設建築物・床の補強・電源設備 等以外の、電源タップ・配線を必要とする場合は、納入業者の負担で用意すること。
12-1-17	制御PCの台数は1台以上であること。
12-2	アンプルバイアル払出仕様

12-2-1	1装置に最大128種類以上の薬品を収納できること。
12-2-2	払出量に応じて、同一薬品を複数カセットに収納できること。
12-2-3	薬品カセットは補充の効率を重視した開閉蓋がない構造で、カセット上部から直接補充できること。
12-2-4	薬品補充のしにくさや薬品破損の要因になるパネはカセット内に使用していないこと。
12-2-5	薬品補充時の入れ間違いを防止するバーコードチェックシステムがあること。
12-2-6	アンブルバイアル払出装置は、処理速度を考慮してピッキングロボットを搭載していること。
12-2-7	薬品カセットの配置換えは、部品の交換をすることなく薬品カセットの移動のみで実現できること。
12-2-8	薬品が欠品した際には、その薬品名とカセット番号がモニター画面に表示されること。
12-2-9	装置に電源を供給できない状況でも、薬品を取り出せること。
12-3	ボトル払出装置仕様
12-3-1	注射薬払出装置一式で最大 2 5 種類の薬品を収納できること。
12-3-2	50・100ml輸液ボトルを収納できること。
12-3-3	薬品が欠品した際には、その欠品をモニターにて通知できること。
12-3-4	払出量に応じて、複数列に同一薬品を収納できること。
12-3-5	全てのフォルダーは有効期限管理に効果的な先入れ先出し整列方式であること。
12-3-6	全てのフォルダーは返納薬品の再収納ができること。
12-3-7	搬送コンベアを流れるトレー内の小分けトレーに一部を除いた輸液ボトルを施用単位・RP単位で払い出せること。
12-4	注射せんプリンター仕様
12-4-1	注射箋をトレーへ正確に投入できること。
12-4-2	A4サイズの注射箋を印字できること。
12-4-3	注射箋には、以下の項目を適切な位置にレイアウトでき印刷できること。 ●オーダー情報内の患者番号 ●患者氏名 ●病棟名称 ●診療名称 ●生年月日 ●年齢●性別 ●医師名 ●薬品名称 ●保存区分(冷所、暗所等) ●薬品区分(輸液、毒薬、劇薬等)●施用量 ●施用単位 ●手技 ●投与経路 ●施用回数 ●投与スピード ●コメント●処方区分 ●オーダー番号 など
12-4-4	注射箋は薬剤部用と病棟用の2部が印字できること。
12-4-5	緊急処方時は外部に設置したプリンターでも同様な注射箋が印字できること。
12-4-6	注射箋フルカラー印字でき、Windowsで使用するフォントが使えること。

12-4-7	長寿命を考慮して、1ユニット内に2台のカラーレーザープリンターを搭載していること。
12-4-8	2台のプリンターを搭載していることにより、一方にトラブルが発生しても2台稼働時と同様に払い出せること。
12-5	ラベルプリンター装置
12-5-1	輸液ラベルは施用単位ごとに発行でき、トレイ内の各小分けトレイに輸液ラベルを自動投入できること。
12-5-2	ラベルには、以下の項目を適切な位置にレイアウトでき印刷できること。 ●オーダー情報内の患者番号 ●患者氏名 ●病棟名称 ●診療名称 ●生年月日 ●年齢●性別 ●医師名 ●薬品名称 ●保存区分(冷所、暗所等) ●薬品区分(輸液、毒薬、劇薬等)●施用量 ●施用単位 ●手技 ●投与経路 ●施用回数 ●投与スピード ●コメント●処方区分 ●オーダー番号 など
12-5-3	投薬確認に使用する患者リストバンドと整合性がとれるバーコードを印字できること。
12-5-4	緊急処方時は外部に設置したプリンターでも同様なラベルが印字できること。
12-5-5	ラベルへの印字はWindowsで使用するフォントが使えること。
12-5-6	ラベルには注意書き情報が印字できること。(例えば配合変化が懸念される処方の場合)
12-5-7	長寿命を考慮して、1ユニット内に2台のラベルプリンターを搭載していること。
12-5-8	2台のプリンターを搭載していることにより、一方にトラブルが発生しても2台稼働時と同様に払い出せること。
12-6	空トレイ仕様（トレイ台車充填方式）
12-6-1	空トレイ装置は、アンプル・バイアル等を払い出すトレイをまとめて積載でき、払い出し時に自動でトレイ供給できること。
12-6-2	空トレイは注射薬払出装置一式で40個以上のトレイを収納できること。
12-6-3	トレイを積載した専用トレイ台車を自動で引き込み、本装置内にセットできること。
12-6-4	トレイ台車は、効率化の為に重ねた20個以上のトレイを一度に充填できること。
12-6-5	トレイ充填を効率化するため、トレイ台車は外部に予備で用意できること。
12-6-6	トレイ台車を取り外されている状態でも、払出処理を継続する機能があること。
12-6-7	エラー発生時やトレイ補充時には、文字や音声で内容をお知らせできること。
12-7	完了トレイ装置仕様
12-7-1	完了トレイは注射薬払出装置一式で51個以上のトレイを収納できること。
12-7-2	エラー発生時やトレイ補充時には、文字や音声で内容をお知らせできること。
12-8	注射トレイ仕様
12-8-1	注射薬トレイは注射薬搬送カートにセットできること。

12-8-2	注射薬トレーは重量が780g以下であること。
12-8-3	注射薬トレーは内部を4分割するために4個の小分けトレーを収納できること。
12-8-4	注射薬トレー側面にトレー表示器を取り付けられること。
12-8-5	注射薬トレーは作業効率を考慮して積み重ねができること。
12-8-6	注射薬搬送カートに搭載するトレーは内寸W249mm×D290mm×H70mm以上のトレーであること。
12-9	小分けトレー仕様
12-9-1	小分けトレーは、注射トレー内に最大 4 個セットできること。
12-9-2	小分けトレーは作業効率を考慮して重ねることができ、仕切り版を使用しないこと。
12-10	トレー表示システム仕様
12-10-1	トレー表示器に対して個体を識別できるよう、指定する以下の情報を送信できること。 ●患者名 ●施用日 ●病棟名 ●処方区分
12-11	トレー表示器仕様
12-11-1	トレー表示器は、トレー側面にトレー個体を識別できるよう、希望する以下の情報が表示できること。 ●患者名 ●施用日 ●病棟名 ●処方区分 ●患者ID番号 など
12-11-2	トレー表示器は、視認性の高い電子ペーパーを採用すること。
12-11-3	トレー表示器は、経済性を考慮して7年以上電池交換不要であること。
12-11-4	トレー表示器は、個人情報保護を考慮してリモコンで表示内容を消せること。もしくは注射薬搬送カートのシャッターやロールスクリーンで個人情報を隠すことができること。
12-12	トレー台車仕様
12-12-1	トレーを積み重ねて保管できること。
12-12-2	トレーを積んだ状態で移動できること。
12-12-3	トレー台車はトレーを積んでいない時はスタッキングできること。
12-13	注射薬搬送カート仕様
12-13-1	注射薬搬送カートは使用する注射薬自動払出装用用のトレーを収納できること。
12-13-2	注射薬搬送カートは多少の床の凹凸は容易に乗り越えられるよう、キャスターの車輪径は直径120mm以上であること。またキャスターはストッパー付であること。
12-13-3	注射薬搬送カートからトレーを引き出す際、誤ってトレーが落下しないよう脱落防止機構が付いていること。
12-13-4	注射薬搬送カートで使用するトレーは作業効率を考慮して注射薬搬送カート外で重ねて積めること。

12-13-5	トレーを取り出せないよう施錠機能を有していること。また、セキュリティ対策としてシャッターまたはロールスクリーンを有していること。
12-13-6	注射薬搬送カートに搭載するトレーは内寸W249mm×D290mm×H70mm以上のトレーであること。
12-13-7	3列×9段カートの外形寸法がW1190mm×D570mm×H1490mm以下であること。 2列×9段カートの外形寸法がW860mm×D570mm×H1490mm以下であること。 上記もしくは、3列×12段カートの外形寸法がW1060mm×D720mm×H1640mm以下であること。
12-13-8	トレーが27個以上収納できる注射薬カート18台を用意できること。 トレーが18個以上収納できる注射薬カート8台を用意できること。 上記もしくはトレーが36枚以上収納できる注射薬カート26台を用意できること。
13	錠剤自動仕分返納システム
13-1	錠剤自動仕分返納装置は、錠剤・カプセル薬剤を自動判別し保管ケースへ自動仕分・収納する装置であること。
13-2	錠剤・カプセル薬剤の色・大きさ・刻印から薬品名を自動判別・仕分けし設定した保管ケース内へ自動収納できること。
13-3	自動判別・仕分けし設定した保管ケース内へ自動収納までのかかる時間は1薬剤30秒から45秒程度であること。
13-4	錠剤自動仕分返納装置の制御アプリケーション画面に、以下の収納ケース内情報を表示できること。 ●薬品名 ●薬品数量 など
13-5	一度に約800錠、おおむねタフマックE相当サイズの返納薬を装置にセットできること。
13-6	台数は、制御PC 1 台、錠剤自動仕分返納装置 1 台、の構成であること。
14	計数調剤支援システム
14-1	計数調剤支援システムは、処方箋バーコードと薬品GS1データバーによって、薬品照合を行うことで、調剤間違い防止に貢献できるシステムであること。
14-2	処方単位に、取り揃えの照合が行え、目視で間違えやすい、規格違い、包装単位違い、類似名違い、をバーコード照合によって防止できること。
14-3	医薬品GS1データバーを使用して、薬品ケース・散薬ビン・錠剤カセットなどの補充チェック、薬品棚への返品チェックができること。
14-4	使用するポータブル端末は、視認性・拡張性・操作性・携帯性に優れ、バーコードを読み取る機能をそなえていること。
14-5	複数の作業者が、同時にポータブル端末を使い、取りそろえ業務が行えること。
14-6	本システムは無線を利用して複数のポータブル端末にて利用できること。
14-7	ポータブル端末は、導入稼働後でも増設できること。
14-8	ポータブル端末にはログイン機能があり、操作する作業者を限定できること。
14-9	いつ、誰がどの患者の薬品取り揃えをおこなったか、操作履歴が記録されること。
14-10	操作を簡素化するため、ログインはシングルサインオンとし、「計数調剤支援システム」、「注射薬取り揃え支援システム」は、メニューにて切り替えて起動操作が行えること。
14-11	処方箋に印字されているバーコードをポータブル端末で読むことにより、どの患者のどの薬品を何錠、何包み取りそろえるか、モニターへ表示できること。

14-12	取り間違えた薬品を読み取った場合は、エラーとし警告音を鳴らすこと。
14-13	取り揃え作業中、医薬品が欠品することを想定し、一時中断機能があること。
14-14	患者処方箋単位に取りそろえ照合が完了した際には、完了音を鳴らし、次の患者処方箋取りそろえ業務に移行できること。
14-15	音声読み上げ機能を持ち、取り揃える薬品名と数量が読み上げられ、照合時やピッキングエラー時には、音と画面で成否がわかること。
14-16	監査用のマスターは、調剤支援システムと同期しており、薬剤部門システムマスターと一元化すること。
14-17	電子媒体マザーマスター配信サービスは、以下項目で、年12回以上提供できること。 ●医薬品名 ●YJコード ●調剤包装単位コード ●販売包装単位コード ●内容量 ●入数
14-18	充填を行う薬品のGS1データバーと下記のバーコードとの照合を行うことで、薬品充填チェックに利用できること。 ●薬品ケース ●錠剤カセット ●散薬ビン など
14-19	ログイン作業ごとに薬品取り揃え履歴が記録され、履歴データは一定期間保管できること。
14-20	薬品取り揃え時、処方箋などのバーコードと、薬品などのバーコードを読み取り、照合し、取り揃え支援ができること。
14-21	ポータブル端末は、バーコードを読み取るため、スキャン機能が搭載されていること。
14-22	オプションとして、採用のWebServer型アプリケーションシステム（下記一例）は、同一サーバー、ポータブル端末が共用利用できること。 ●計数調剤監査システム ●注射薬取り揃え監査システム ●注射薬最終監査システム ●薬品充填管理システム
14-23	サーバーは管轄場所に設置し、設置条件は管理者に従うこと。また部門側ネットワーク機器に必要な備品は本調達に含めること。
15	注射薬取り揃え支援システム
15-1	注射薬取り揃え支援システムは、注射取り揃え指示箋のバーコードと、薬品GS1データバーによって、薬品照合を行うことで、調剤間違い防止に貢献できるシステムであること。
15-2	注射取り揃え指示箋単位に、取り揃えの照合が行え、目視では間違えやすい、規格違い、包装単位違い、類似名違い、をバーコード照合によって防止できること。
15-3	薬品GS1データバーを使用して、薬品名チェック・薬品棚への返品チェックができること。
15-4	使用するポータブル端末は、視認性・拡張性・操作性・携帯性に優れ、バーコードを読み取る機能をそなえていること。
15-5	複数の作業者が、同時にポータブル端末を使い、取りそろえ業務が行えること。
15-6	本システムは無線を利用して複数のポータブル端末にて利用できること。
15-7	ポータブル端末は、導入稼働後でも容易に増設できること。
15-8	ポータブル端末にはログイン機能があり、操作する作業者を限定できること。
15-9	いつ、誰がどの患者の薬品取り揃えをおこなったか、操作履歴が記録されること。
15-10	操作を簡素化するため、ログインはシングルサインオンとし、「計数調剤支援システム」、「注射薬取り揃え支援システム」は、メニューにて切り替えて起動操作が行えること。

15-11	取り揃え集計表に印字されているバーコードを読み込むことにより、病棟単位に注射薬をどの薬品を何本取りそろえるのか、ポータブル端末の画面に表示できること。
15-12	注射薬取り揃え集計表に印字されているバーコードと、取りそろえる薬品のGS1データバー、もしくは薬品棚のバーコードを読み取り、取りそろえる薬品名・数量の照合ができること。
15-13	取りそろえる薬品の表示順は、薬品名順、棚番号順、取り揃え表順など、自由に選択・設定ができること。
15-14	取り間違えた薬品を読み取った場合は、エラーとし警告音を鳴らすこと。
15-15	取りそろえ作業中、薬品が欠品することを想定し、一時中断機能があること。
15-16	ひとつの病棟の取りそろえ業務が完了した際に、完了音を鳴らすことができ、次の病棟取りそろえ業務へ移行しやすくてできること。
15-17	音声読み上げ機能を持ち、取りそろえる薬品名と数量が読み上げられ、照合時やピッキングエラー時には、音と画面で成否がわかること。
15-18	監査用のマスターは、調剤支援システムと同期しており、薬剤部門システムマスターと一元化すること。
15-19	電子媒体マザーマスター配信サービスは、以下項目で、年12回以上提供できること。 ●薬品名 ●YJコード ●調剤包装単位コード ●販売包装単位コード ●内容量 ●入数
15-20	ログイン作業者ごとに薬品取り揃え履歴が記録され、履歴データは一定期間保管でき、閲覧できること。
15-21	オプションとして、採用のWebServer型アプリケーションシステム（下記一例）は、同一サーバー、ポータブル端末が共用利用できること。 ●計数調剤監査システム ●注射薬取り揃え監査システム ●注射薬最終監査システム ●薬品充填管理システム
15-22	サーバーは管轄場所に設置し、設置条件は管理者に従うこと。また部門側ネットワーク機器に必要な備品は本調達に含めること。
16	注射薬充填支援システム
16-1	注射薬充填支援システムは、あらかじめシステムに登録したバーコード情報を利用し、注射薬自動払出装置や薬品棚への補充チェックができること。
16-2	目視で間違えやすい、規格違い、包装単位違い、類似名違い、をバーコード照合によって防止できること。
16-3	使用するポータブル端末は、視認性・拡張性・操作性・携帯性に優れ、バーコードを読み取る機能をそなえていること。
16-4	ログインをすることにより作業者を記録できること。
16-5	使用するポータブル端末には、二次元バーコードリーダーが備わっていること。
16-6	バーコードの読み取りが一致せず、照合できない場合は、エラーとし警告音を鳴らすこと。
16-7	作業者ごとに補充チェック結果の集計ができること。
16-8	注射薬自動払出装置のカセットに貼付されているバーコードと、医薬品GS1データバーを使用して充填チェックができること。
16-9	薬品バーコードと薬品棚のバーコードを読み取り、照合チェックができること。
16-10	対象の医薬品GS1データバーを読み取った際、ポータブル端末画面に棚番号が表示されること。

16-11	対象の医薬品GS1データベースを読み取った際、在庫数を登録できること。
16-12	対象外の医薬品GS1データベースを読み取った際には、警告音を鳴らすこと。
16-13	医薬品GS1データベースに使用期限が入っている場合、期限切れ及び期限切れ予測の警告音を鳴らすこと。
16-14	各カセットごとの在庫数と払出数から、在庫数及び補充数を閲覧及び印刷できること。
16-15	注射業務にて、薬品GS1データベースを使用し、取り揃え・最終監査支援・カセット充填・薬品棚への返品のチェックができること。
16-16	医薬品GS1データベースは、YJコードごとにグループ化されており、グループ化されている調剤包装単位コード及び販売包装単位コードは同一と判断できること。
16-17	電子媒体マザーマスター配信サービスは、以下項目で、年12回以上提供できること。 ●医薬品名 ●YJコード ●調剤包装単位コード ●販売包装単位コード ●内容量 ●入数
16-18	作業者のIDバーコードを読み取りログインできること。さらに、対象データと紐付けを行い、誰がどの患者のチェック作業をおこなったかの履歴を保持できること。
16-19	操作を簡素化するため、ログインはシングルサインオンとし、「計数調剤支援システム」、「注射薬取り揃え支援システム」、「注射薬充填支援システム」は、メニューにて切り替えて起動操作が行えること。
16-20	各機能の操作履歴が記録され、一定期間保管でき、あとでその履歴を参照できること。
16-21	WebServer型アプリケーションであり、マスターの一元化ができること。
16-22	オプションとして、採用のWebServer型アプリケーションシステム（下記一例）は、同一サーバー、ポータブル端末が共用利用できること。 ●計数調剤監査システム ●注射薬取り揃え監査システム ●注射薬最終監査システム ●薬品充填管理システム
16-23	サーバーは本院の管轄場所に設置し、設置条件は本院の管理者に従うこと。また部門側ネットワーク機器に必要な備品は本調達に含めること。
17	注射薬最終監査支援システム
17-1	注射薬最終監査システムは、注射箋バーコードと薬品GS1データベースによって、薬品照合を行うことで、薬品名の確認 と 取り揃え数量の確認 ができるシステムであること。
17-2	施用単位に、取り揃えの照合が行え、目視で間違えやすい、規格違い、包装単位違い、類似名違い、をバーコード照合によって防止できること。
17-3	薬品GS1データベースを使用し、薬品名の最終監査 と 薬品取り揃え数量の最終監査 の支援が行えること。
17-4	使用するポータブル端末は、視認性・拡張性・操作性・携帯性に優れ、バーコードを読み取る機能をそなえていること。
17-5	複数の作業者が、同時にポータブル端末を使い、注射薬監査業務ができること。
17-6	本システムは無線を利用して複数のポータブル端末にて利用できること。
17-7	ポータブル端末は、導入稼働後でも増設できること。
17-8	ポータブル端末にはログイン機能があり、操作する作業者を限定できること。
17-9	いつ、誰がどの患者の薬品照合をおこなったか、操作履歴が記録されること。

17-10	操作を簡素化するため、ログインはシングルサインオンとし、「注射薬取り揃え支援システム」、「注射薬最終監査支援システム」は、メニューにて切り替えて起動操作が行えること。
17-11	患者施用単位に取り揃えられ同梱された施用ラベルのバーコードと、取り揃えられた薬品のGS1バーコードを一本ずつ読み取ることで、薬品名・規格だけでなく、数量も照合できること。
17-12	施用ラベルのバーコードをポータブル端末で読み込むことにより、患者施用単位に取り揃えられた注射薬の、薬品名、規格、数量、をポータブル端末画面に表示できること。
17-13	監査対象の医薬品の表示順は、処方箋順、患者名順、薬品名順など、自由に選択・設定ができること。
17-14	処方された数量を超えた数がカウントされた場合は、エラーとし警告音を鳴らすこと。
17-15	取り間違えた薬品を読み取った場合は、エラーとし警告音を鳴らすこと。
17-16	1 施用分の監査が完了すると、ポータブル端末が完了音を鳴らし、次の施用分の監査へ進む区切りの合図にできること。
17-17	音声読み上げ機能を持ち、取り揃える薬品名と数量が読み上げられ、照合時やピッキングエラー時には、音と画面で成否がわかること。
17-18	監査用のマスターは、調剤支援システムと同期しており、薬剤部門システムマスターと一元化すること。
17-19	電子媒体マザーマスター配信サービスは、以下項目で、年12回以上提供できること。 ●薬品名 ●YJコード ●調剤包装単位コード ●販売包装単位コード ●内容量 ●入数
17-20	ログイン作業ごとに薬品取り揃え履歴が記録され、履歴データは一定期間保管でき、管理者によって作業分析結果が閲覧できること。
17-21	オプションとして、採用のWebServer型アプリケーションシステム（下記一例）は、同一サーバー、ポータブル端末が共用利用できること。 ●計数調剤監査システム ●注射薬取り揃え監査システム ●注射薬最終監査システム ●薬品充填管理システム
17-22	サーバーは管轄場所に設置し、設置条件は管理者に従うこと。また部門側ネットワーク機器に必要な備品は本調達に含めること。
18	処方チェックシステム
18-1	処方チェックシステムは、OTC薬を含む医薬品データベースをもとに、処方監査を行うアプリケーションであり、電子カルテからの処方オーダーにおいて、薬剤と薬剤のあいだの重複投与や相互作用の回避のための処方監査、また副作用歴や既往歴に基づくさまざまな処方監査が行えるシステムであること。
18-2	チェック機能、レベル設定は個別に設定が行え、指定されたリンクもしくは直接リンクから、チェック設定登録の利用ができること。
18-3	処方チェック対象の各項目、レベル設定の変更は、各関連システムに管理者権限を設け、担当者ごとに、個別に設定ができること。
18-4	処方チェックは、サーバーに登録された各種情報をもとに、処方オーダー、注射オーダーのチェックができること。
18-5	処方チェックシステムは、Windows上で操作閲覧ができるWEBシステムであること。
18-6	処方・注射チェックは、以下の条件でチェックする、しないを設定できること。 ●病棟 ●診療科 ●患者 ●医師 ●薬品 ●薬品組み合わせ など
18-7	チェック対象とする各項目はパラメータ化されており、必要な項目にチェックマークを入れるだけで設定ができること。 ●薬品・薬効重複 ●成分重複 ●系統重複 ●相互作用 ●配合変化 ●投与日数 ●常用量 ●用法用量 ●投与年齢 ●投与量 ●薬品アレルギー ●適応病名 ●異常検査値
18-8	薬品重複、薬効重複、成分重複は、チェック条件として重複許容日数を指定でき、チェックでの問題発生時の知らせかたは、「警告」または「エラー」が選択できること。

18-9	薬品重複は、OTC薬も対象にでき、同一薬品コード12桁、剤型含む8桁、成分・薬効7桁を同一薬品とすることができること。
18-10	相互作用チェックの有効区分は、下記項目のレベル（3段階）以上設定があり、チェックでの問題発生時の知らせかたは、「警告」または「エラー」が選択できること。 ●併用禁忌 ●原則併用禁忌 ●併用注意
18-11	配合変化チェックは、インタビューフォームに記載されている配合変化の情報を元にチェックができ、チェック結果には、下記項目を表示でき、チェック条件として、レベル(2段階)、チェック方向区分の指定ができること。 ●配合薬剤 ●総合判定 ●外観変化有り ●試験方法 ●配合方法 ●参考文献 など
18-12	配合変化チェックの有効区分は、下記項目のレベル(2段階)設定があり、チェックでの問題発生時の知らせかたは、「警告」または「エラー」が選択できること。 ●配合不可 ●配合注意
18-13	長期投与チェックは、投与日数に上限が設けられている医薬品(厚生労働省告示第97号)のチェックができ、チェックでの問題発生時の知らせかたは、「警告」または「エラー」が選択できること。
18-14	常用量チェックは、下記項目での常用量データにてチェックできること。 ●年齢別 ●体重別 ●体表面積別
18-15	用法用量チェックは、医療用医薬品の添付文書に記載されている用法・用量の情報を元に、適正な投与量(上限・下限)などのチェックができること。
18-16	用法用量チェックは、チェック条件として、下記項目の指定ができ、チェックでの問題発生時の知らせかたは、「警告」または「エラー」が選択できること。 ●1日最大量・通常量・通常最小量・最小量 ●1回最大量・通常量・通常最小量・最小量
18-17	登録された患者状態を利用して、以下の項目のチェックができること。 ●投与年齢チェック ●妊娠・授乳婦チェック ●病態-医薬品投与チェック ●適応病名チェック ●医薬品アレルギーチェック ●飲食物・添加物アレルギーチェック ●異常検査値チェック
18-18	投与年齢チェック対象は、年齢を指定して除外設定ができること。 年齢指定除外：患者年齢が、指定した高齢者範囲外（65歳未満）であれば、60歳以上の投与年齢チェックを行わない。
18-19	投与量チェックは、医療用医薬品の添付文書に記載されている用法・用量の情報を元に、適正な投与量のチェックが可能で、下記項目のレベル（7段階）設定があり、チェックでの問題発生時の知らせかたは、「警告」または「エラー」が選択できること。 またユーザーメンテナンスにより添付文書から引用した、投与量チェックにかかる数値の設定変更が可能であること。 ●1日量の上限 ●1日量最大量 ●1日量最小量 ●1回量の上限 ●1回量最大量 ●1回量最小量 ●1日投与回数
18-20	妊婦・授乳婦チェックは、妊娠・授乳婦において、注意情報の記載がある薬品に対してチェックし、警告できること。
18-21	妊婦・授乳婦チェックは、米国FDA基準、オーストラリアADEC基準を保持したものであること。
18-22	適応病名チェックは、患者に登録されている病名に対して処方された薬品が適応しているかチェックでき、チェックでの問題発生時の知らせかたは、「警告」または「エラー」が選択できること。
18-23	各処方チェックは、医薬品とOTC薬とのチェックもできること。
18-24	配合変化の可能性のある薬品同士の確認ができること。
19	注射薬混注監査システム
19-1	注射薬混注監査システムは、バーコードリーダーを利用して、処方データバーコードの確定や薬品のバーコード認識ができ、天秤を用いた重量監査ができること。
19-2	注射薬混注監査システムの支援画面の表示方法は、上記の性能を確保しつつ、認識しやすく作業しやすい何らかの工夫がなされていること。
19-3	監査する手順において調製する薬品の撮影、及び抜き取るシリンジの撮影ができること。
19-4	調製中の操作を行う際に、操作機器が被曝しないよう何らかの工夫や対応をとっていること。
19-5	調製スペース内に置かれている装置はすべて、調製スペース内で操作する必要がない仕組みであること。

19-6	システムの操作は、調製スペース外からも操作ができること。
19-7	調製スペース外のフットスイッチのみでも全システム操作ができること。
19-8	調製作業者のIDバーコードを読み取りログインできること。さらに、調製監査データとの紐付けを行い、誰がどの患者の注射薬調製を行ったかの履歴を保持できること。
19-9	調製作業者ログイン認証は、IDパスワード入力の他に、一次元バーコード認証でもログインできること。
19-10	抗がん剤の凍結乾燥剤処方重量監査処理ができること。
19-11	凍結乾燥剤複数本を含む処方の際、端数の抜き取り対象本数と全量抜き取り対象本数を各々でまとめ、同じオーダー行として表示し、重量監査処理ができること。
19-12	システムで自動計算された重量と、実際の秤量された重量で自動監査を行うことができ、許容誤差範囲は重量もしくはシリンジごとに設定できること。
19-13	調製手技の監査ができること。
19-14	調製は、同一患者の複数Rpを順次調製できること。
19-15	同一患者の複数Rpを同時に調製できること。
19-16	補液の余剰分抜き取り量を記録できること。
19-17	補液の余剰分抜き取り量がオーダー量の誤差範囲であるか監査ができること。
19-18	補液の余剰分抜き取り残量がオーダー量の誤差範囲であるか監査ができること。
19-19	オーダー連携できない場合でも、誰が、どの薬品を、どれだけ調製したか履歴が残せること。
19-20	調製中に一旦保留し、ログアウトした後でも再度ログインして、同一処方の調製が継続できること。
19-21	薬品ごとの注意喚起について調製時にワーニングを出せること。
19-22	撮影用カメラは、オートフォーカス機能があること。
19-23	調製件数、調製内容、調製作業者、監査者等のデータ集計ができ、集計結果はすべて帳票用モノクロレーザープリンターで印刷、およびCSV形式のファイルに出力できること。
19-24	調製監査機能のほかに、調製監査終了データを最終監査用PCで確認できること。また、その結果データは帳票用モノクロレーザープリンターで印刷および保存できること。
19-25	下記項目の調製結果を、監査レシートプリンターで出力できること。 ●薬品名 ●重量監査データ など
19-26	オーダー連携できない場合でも、誰が、どの薬品を、どれだけ調製したか、監査レシートプリンターで印刷できること。
19-27	操作の為の音声ナビゲーションが出力できること。
19-28	残薬抗がん剤の分割調製ができ、下記項目を含むラベル等の帳票物が印刷できること。 ●薬品名称 ●残薬量 ●使用日時 ●ロット番号バーコード など
19-29	お薬手帳ラベルプリンターで、お薬手帳等の印刷ができること。

19-30	お薬手帳ラベルプリンターでお薬手帳に貼る薬薬連携ラベルが出力でき、オーダー内容またはレジメン内容が印刷できること。
19-31	お薬手帳ラベルプリンターで副作用情報などの文章を登録でき、指導説明書が印刷できること。
19-32	注射薬混注監査システムの調製クライアントは、安全キャビネット、クリーンベンチ、アイソレータにも設置できること。
19-33	薬品を撮影するカメラは薬品をセットする台と一体になっており、離れない仕様であること。
19-34	上記仕様を満たした注射薬混注監査システムを2台用意すること。
20	麻薬管理システム
20-1	麻薬管理システムは、電子カルテから送られる、処方・注射オーダー中の麻薬処方データを共有し、薬剤部における麻薬の一元管理が行えること。
20-2	手書き処方箋・手書き請求伝票などで払い出しされた麻薬を、手入力できること。
20-3	ログイン利用者別に、下記項目で権限の制限ができること。 ●データ修正 ●データ削除 ●データコピー
20-4	ログイン認証は、下記項目を使ったログインに対応できること。 ●パスワード入力 ●バーコードスキャナー など
20-5	ログイン利用者がおこなったデータ変更・削除履歴が、保存・閲覧できること。
20-6	都道府県への提出書類として下記帳票が作成でき、そのまま提出用として使用できること。 ●麻薬廃棄届 ●麻薬事故届 ●調剤済麻薬廃棄届 ●麻薬年間報告書 など
20-7	院内保存の書類として、下記帳票が作成できること。 ●麻薬管理簿
20-8	一般帳票として下記帳票の作成・出力ができること。 ●患者別投与麻薬一覧表 ●調剤・払出・返却在庫一覧表（日次・月次・年次） ●在庫管理年間表
20-9	下記項目のような様々な検索条件が設定でき、データの閲覧、修正、印刷作業が効率的にできること。 ●実施日 ●払出日 ●薬品 ●区分（購入・払出・返却・廃棄） など
20-10	下記項目の、記録・「麻薬譲受証」の印刷ができ、製品番号の入力の際に、連番を自動採番する等の入力補助機能を持っていること。 ●納入業者より麻薬を購入した年月日 ●購入先の麻薬卸業者の名称 ●製品番号 ●譲受数量
20-11	麻薬金庫、払出窓口でのバーコードを利用した払出入力ができ、同時に払出入力時の操作者を記録できること。
20-12	麻薬金庫、払出窓口での、払出の際、画面でリアルタイムの金庫在庫の確認ができ、製品GS1データバーによる薬品のチェックが行え、誤った薬品の場合は払出操作が完了できないこと。
20-13	払出入力は、電子カルテからの依頼データを元に一覧から処方を選択し、入力できること。
20-14	払出入力の、処方の選択は、処方箋に印字されたバーコードをバーコードリーダーで読み取ることも行えること。
20-15	払出入力をおこなった時点で、在庫から減算されること。
20-16	払出入力は、手術室等オーダーデータの発生しない部署は、直接入力ができること。
20-17	返却及び施行残の実施入力については、払出データを元に一覧から選択し入力できること。
20-18	また、返却及び施行残の、処方の選択は、処方箋に印字したバーコードをバーコードリーダーで読み取ることも行えること。

20-19	実施済入力の際に施行残の入力ができ、管理簿の備考欄に記載されること。また、返却・調剤済廃棄の入力も同時に行えること。
20-20	廃棄・事故・調剤済廃棄入力の際に、廃棄・事故・調剤済廃棄の種類を選択して入力でき、種類を選択することにより発行される帳票が自動で選択発行されること。また届け出に印字する「廃棄の方法・理由」は事前にマスター登録した内容からも選択できること。
20-21	期限切れの麻薬、使用しなくなった麻薬を廃棄する際に、都道府県知事へ提出する「麻薬廃棄届」の作成及び印刷ができること。
20-22	麻薬の減失や破損による事故が発生した際に、都道府県知事へ提出する「麻薬事故届」の作成及び印刷ができること。
20-23	院内で調製する薬品の入力が簡易にできること。原料品から製剤品への移動処理ができ、原料品と製剤品の薬品管理簿の両方に同時に記載されること。(例：塩酸コカイン末4g → 10%塩酸コカイン液40mL)
20-24	下記の一覧表が自動で作成できること。 ●調剤済麻薬一覧 ●麻薬一覧 ●麻薬事故一覧 ●譲受一覧 ●残高一覧 など
20-25	投与患者の、下記項目の参照及び印刷ができること。 ●氏名 ●ID番号 ●年齢 ●住所 ●電話番号
20-26	記録データはバックアップが行え、必要に応じて外部記録媒体への保存ができること。
20-27	バックアップは毎日自動で行われ、指定日数分の履歴を持つこと。
21	特定生物由来製品ロット管理システム
21-1	薬剤部門で取り扱う、特定生物由来製品（血液製剤）に付属する固有のロット番号と投与患者情報を紐付けることで、実施単位にロット番号の登録保存が行え、特定生物由来製品名称・ロット番号から投与実施された患者情報が検索できるシステムであること。
21-2	ログイン利用者別に、下記項目で権限の制限ができること。 ●データ修正 ●データ削除 ●データコピー
21-3	ログイン認証は、下記項目を使ったログインに対応できること。 ●パスワード入力 ●バーコードスキャナー など
21-4	ログイン利用者がおこなったデータ変更・削除履歴が、保存・閲覧できること。
21-5	特定生物由来製品のロット番号を、付属のGS1データバー利用で読み込むことにより、入庫する薬品のロット番号と使用期限が確認されて入庫処理が行えること。
21-6	特定生物由来製品のロット番号を、付属のGS1データバーで読み込むことにより、払い出しを行う薬品のロット番号と使用期限が確認されて払い出しが行えること。
21-7	電子カルテと連携し、投与患者の下記項目の基本情報を、登録・編集できること。 ●投与予定日 ●患者名 ●性別 ●生年月日 ●年齢 ●住所 ●電話番号
21-8	実施情報（血液製剤施用伝票など）のバーコードから、投与患者を検索でき、製品ごとに下記項目の登録・編集ができること。 ●実施日 ●ロット番号
21-9	特定生物由来製品ごとの使用量集計が、月間・年間で行え、下記項目を一覧でき、印刷できること。 ●特定生物由来製品名 ●ロット番号 ●ID番号 ●患者氏名 ●生年月日 ●年齢 ●性別 ●病棟・診療科名 ●医師名 ●施用実施日 ●施用量 ●施用単位 など
21-10	特定生物由来製品ごとのロット番号で、投与された患者の検索が行え、下記項目の参照ができ、印刷できること。 ●特定生物由来製品名 ●ロット番号 ●ID番号 ●患者氏名 ●生年月日 ●年齢 ●性別 ●住所 ●電話番号 ●病棟・診療科名 ●医師名 ●オード番号 ●施用予定日 ●施用実施日 ●施用量 ●施用単位 ●同一製品他ロット番号 など
21-11	当システムで管理登録されたデータは（血液製剤施用伝票とともに）、電子データとして最低20年以上保存ができること。
21-12	記録データはバックアップが行え、必要に応じて外部記録媒体への保存ができること。

21-13	バックアップは毎日自動で行われ、指定日数分の履歴を持つこと。
22	調剤進捗管理システム
22-1	本システムは、薬剤部の調剤待ち・調剤完了を病棟ごと及びオーダーごとに閲覧できるシステムであること。
22-2	薬剤部のみでなく、ネットワーク接続されている病棟からも調剤進捗を閲覧できること。
22-3	薬剤部で出力される処方箋には、固有のバーコードが印字され、これを読み取ることで調剤完了させる機能があること。
22-4	通常はバーコードスキャンをきっかけとしたステータス変更であるが、特定の条件にてステータス内の検索を行うことにより、一括でステータス変更ができること。
22-5	バーコードスキャン時に特定のステータスにセットを行い、バーコードを連続でスキャンした際に、特定のステータスに変更できること。
22-6	薬剤部内に複数台処方箋バーコードをスキャンする端末を設置し、それぞれでステータスを変更できること。
22-7	薬剤部内の端末でログイン機能を追加することにより、誰がステータス変更をおこなったか確認できること。
22-8	病棟で特定した調剤待ちオーダーが調剤完了になることで、病棟側で確認する機能があること。
22-9	病棟参照用のブラウザは、Microsoft Edge相当が使用できること。
22-10	病棟側で確認できる画面は1分ごとに自動更新とし、最新の進捗状況を確認できること。
22-11	病棟側で該当するオーダーの詳細ボタンから、処方内容の確認ができること。
22-12	病棟側で患者IDを入力することにより、特定の患者処方を検索できること。
	(性能、機能以外に関する要件)
23	設置条件等は、以下の要件を満たすこと。
23-1	調達物品の搬入及び据え付け、稼動のための調整を行うこと。
23-2	装置の納入場所については、本院と協議すること。
23-3	一次側設備・施設建築物・床の補強・電源設備 等は本院が用意するので、これらの詳細に関しては本院に問い合わせること。
23-4	装置の設置にあたり、一次側設備・施設建築物・床の補強・電源設備 等以外の、電源タップ・配線・配管等を必要とする場合は、納入業者の負担で用意すること。
23-5	調達物品の構成内容については、本院に問い合わせること。
23-6	メンテナンスサービスの拠点が県内にあること。
23-7	障害時は、早急な復旧を可能にするサービス体制をそなえていることを証明すること。
23-8	本調達品の保証期間は、安定稼動時から1年間とすること。

23-9	調達物品は納入後においても、稼動に必要な消耗品及び故障時に対する、交換部品の安定した供給が確保されていること。
23-10	取扱説明書は、日本語版で1部以上提供すること。
23-11	1週間程度の講習を含む取扱説明を行うこと。
23-12	調達物品には、基本的機能を損なわないよう必要な物品をそなえること。